

検定手数料

2024年4月1日現在

(1) 単独計器の手数料

イ 計量法関係手数料令別表第2第8号口関係

単位 (円)

相線式 定格電流	双方向計器 ^{※1}			双方向計器 ではないもの ^{※2}		
	単相 2線式	単相 3線式	その他	単相 2線式	単相 3線式	その他
30A以下	510	612	680	300	360	400
100A以下	918	1,139	1,173	540	670	690
150A以下	1,088	1,224	1,292	640	720	760
150A超過	1,615	1,955	2,040	950	1,150	1,200

※1 各電流方向の計器を2個以上有するものは、計器が1個増すごとに10円を加算した額とする。

※2 複合計器の2個目以降は、計器が1個増すごとに10円を加算した額とする。

ロ 計量法関係手数料令別表第2第8号ハ関係

単位 (円)

相線式 定格電流	双方向計器 ^{※1}			双方向計器 ではないもの ^{※2}		
	単相 2線式	単相 3線式	その他	単相 2線式	単相 3線式	その他
30A以下	216	216	216	180	180	180
100A以下	240	216	240	200	180	200
150A以下	384	348	384	320	290	320
150A超過	1,068	1,032	1,068	890	860	890

※1 各電流方向の計器を2個以上有するものは、計器が1個増すごとに10円を加算した額とする。

※2 複合計器の2個目以降は、計器が1個増すごとに10円を加算した額とする。

(2) 変成器付計器の手数料

単位 (円)

区分 計器種別		複合計器ではないもの又は①、②以外の複合計器		①普通、精密、特別精密計器のいずれかを2個以上有する複合計器		②需要計器又は無効計器と普通、精密、特別精密計器のいずれかを組み合わせた複合計器※3	
		双方向計器※1	双方向計器ではないもの※2	1個目	2個目以降	同種別の計器の1個目※4	同種別の計器の2個目以降
普通計器 (単相2線式)		2,720	1,600	1,600	10	1,120	10
普通計器 (単相2線式以外)		3,485	2,050	2,050	10	1,435	10
精密計器		5,865	3,450	3,450	10	2,415	10
特別精密計器		23,120	13,600	13,600	10	9,520	10
需要計器	電子式	—	—	—	—	2,870	10
	上記以外	—	6,400	—	—	4,480	—
無効計器		—	2,100	—	—	1,470	10

※1 各電流方向の計器を2個以上有するものは、計器が1個増すごとに10円を加算した額とする。

※2 複合計器の2個目以降は、計器が1個増すごとに10円を加算した額とする。

※3 普通、精密、特別精密計器は、同種とみなす。

※4 手数料が最も高いものを1個目の手数料の額とする。

備考

1 本表の手数料は、多回路計器にも適用する。

2 複合計器の手数料は、構成計器種別ごとに本表から算出した金額を合算する。

(3) 直流計器の手数料

単位 (円)

直流計器	3,400
------	-------

備考

1 2個以上の電気計器が構造上一体で、検出部及び中央処理装置が同一のものについては、2個目以降の電気計器の手数料を10円とする。

2 2個以上の電気計器が構造上一体で、検出部又は中央処理装置が同一でないものについては、2個目以降の電気計器の手数料は本表の7割の金額を加算する。